

～令和9年4月1日より下水道使用料を 平均25.7%改定します～



ご理解ご協力を
お願いします

日の出町イメージキャラクター
ひのでちゃん

汚水を処理するための費用や下水道施設の維持管理費は、「受益者負担」の原則から下水道使用料金の収入で賄うこととされております。収入で経費がどのくらい賄えているかは、「**経費回収率**」で表され、**100%以上であることが必要**と考えられています。日の出町の経費回収率は令和8年度以降、**70%～80%で推移し100%を大きく割り込む見込みです**。これを改善するためには、より一層の経費削減の努力はもちろんですが、それだけでは経営改善が困難なため、下水道使用料を改定させて頂くものです。



新料金については裏面をご覧ください



使用料改定の背景

下水道事業の現状

日の出町では、平成19年10月に使用料を改定しましたが、その後、約19年間にわたり使用料を改定せずに運営しておりました。

この間、使用料収入のみでの必要な費用が賄えないため、一般会計から補填を受け対応しておりました。

下水道事業の将来見通し

●人口減少に伴う使用料収入の減少

日の出町の人口は、近年減少傾向が続いており、今後も減少が見込まれることから、下水道を使用する人口についても同様に減少していくものと見込まれます。

●物価・人件費上昇等に伴う維持管理費の増加

電気料金、建設資材、燃料費等の物価や人件費の高騰により、下水道施設の点検、清掃、補修工事等を行う費用が増加しています。

●汚水処理に係る負担金の増加

日の出町の下水道は、東京都が管理する流域下水道施設に接続され、汚水を処理しています。この流域下水道施設は、市町村からの負担金により運営されており、昨今の社会情勢等により令和8年度から、汚水処理に係る負担金が増額されました。

使用料改定の内容

- ・基本使用料と従量使用料の単価を改定します。
改定率は、**平均25.7%増**となります。
- ・水量区分の「1,001m³～」を「**1,001m³～2,000m³**」と「**2,001m³～**」に**区分を細分化**します。



下水道使用料 新旧比較表

(1ヶ月単位 消費税抜き)

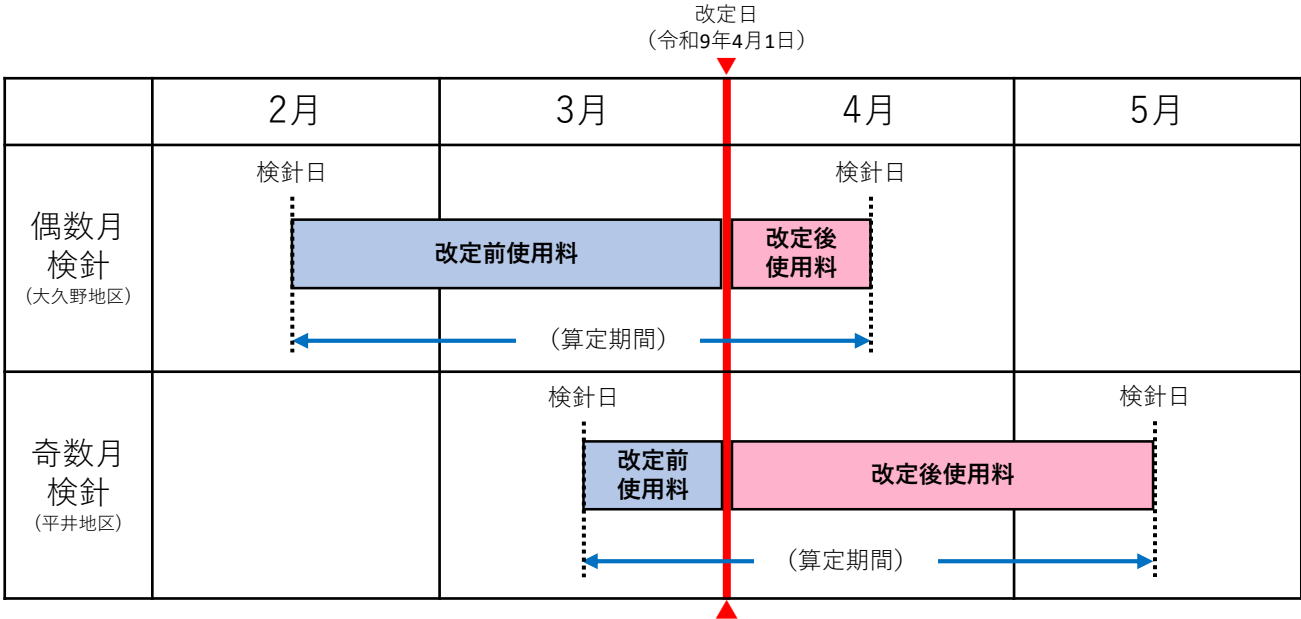
単価区分	現 行		改 定 後		差 額
	汚水排出量 (m³)	料金単価	汚水排出量 (m³)	料金単価	
基本料金	0～10	530円	0～10	642円	112円
従量使用料 (1m³につき)	11～20	130円	11～20	158円	28円
	21～30	145円	21～30	176円	31円
	30～50	170円	30～50	206円	36円
	51～100	200円	51～100	247円	47円
	101～200	230円	101～200	287円	57円
	201～500	270円	201～500	339円	69円
	501～1,000	310円	501～1,000	393円	83円
	1,001～	345円	1,001～2,000	441円	96円
			2,001～	448円	103円

【参考】使用料の計算方法 ※一般家庭で、1ヶ月の使用料が20m³の場合
 現行の使用料2,013円が2,444円となり、431円の増額となります。

〈内訳〉 0m³ ～ 10m³の分：642円 11m³ ～ 20m³の分：158円 × 10m³ = 1,580円
 642円 + 1,580円 = 2,222円 2,222円 × 消費税(10%) = **2,444円 (1ヶ月)**
 ※下水道使用料は、2ヶ月分をまとめて請求するため、実際の請求は1ヶ月を2倍した金額になります。

改定後使用料の適用時期

改定後の使用料単価は、改定日である**令和9年4月1日以降に使用した分**から適用されます。下表のように、使用料の算定期間に改定日が含まれる場合は、使用水量を日々均等に排出したものとみなして日割り計算をして使用料を算出します。



～お問い合わせ先～

日の出町役場 まちづくり課下水道係 Tel 042 - 588 - 5139(係直通)

※受付時間 8：30～17：15 (平日12：00～13：00、土日祝および年末年始を除きます)

